

請 願 文 書 表	
番号 2-1	受付 令和2年11月5日
件名 思いやり予算の廃止を求める意見書提出を求める請願書	
紹介議員 大波 修二	

【趣旨】

貴議会として日本政府に対して、在日米軍に対する「思いやり予算」（日本側に支払い義務のない駐留経費）について、米国の増額要求交渉には応ぜず、「思いやり予算」は廃止することを求める意見書を提出されることを求めます。

【理由】

米国のポンペオ国務長官は来日していた10月6日NHKのインタビューで、在日米軍駐留経費の日本側負担（思いやり予算）をめぐる実務者交渉に関し「負担は互いの国が公平、公正だと感じるように分担する」と強調しました。現行の協定が来年3月に切れるため日米両政府は10月15日、2021年度から5年間の思いやり予算の日本側負担を決める実務者協議を始めています。11月に行われる米国の大統領選挙終了後、本格交渉に入る見込みです。

思いやり予算につきまして米国は日本に対して来年度以降、現状の約4.5倍に当たる年約80億ドル（約8640億円）への増額を要求したとの報道がありましたが、応じるべきものではありません。

そもそも「思いやり予算」は、日米地位協定によっても、日本側には支払い義務のないものです。日本側の駐留経費負担は、「施設及び区域並びに路線権」となっており、米軍を「維持することに伴うすべての経費」は、米国側が支出すると規定しています。ところが、沖縄返還交渉の過程で日本側負担が拡大解釈され、1978年度からいわゆる「思いやり予算」と称して公然と拡大解釈に基づく日本側の経費負担が続けられてきました。本来米国が負担すると定められている駐留経費の7割にも上り、2019年度は1974億円、78年から2018年度までの累計は7兆2685億円に上っています。

日本政府の財政は既に債務残高が対国内総生産額（GDP）比で237%と、主要先進国の中で最悪の水準となっています。令和2年度の国の一般会計補正予算後の歳入では、公債金収入の比率が45.5%と約半分を占めている借金財政です。コロナ禍で失業が増えるなど、国民の生活は大変苦しくなっています。国の財政は国民生活を支援するために優先的に使うべきで、米国

のために使うべきではありません。

米国の要求には応じないことはもちろんのこと、日米地位協定でも日本側に支払い義務がないとされている思いやり予算そのものを廃止すべきです。

以上のことから貴議会が国に対して、在日米軍に対する「思いやり予算」について、米国の増額要求交渉には応ぜず、「思いやり予算」は廃止することを求める意見書を提出されることを求めます。

陳 情 文 書 表			
番号	2-16	受付	令和2年10月28日
件名		安全・安心の医療・介護の実現と国民の命と健康を守るための陳情書	

【趣旨】

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに、「医療崩壊」などが取り沙汰され、国民の命と健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、僅か20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染との闘いは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民の命と健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【項目】

1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと
2. 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること
3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること
4. 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・

検疫体制などを強化・拡充すること

5. 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること

以上

陳 情 文 書 表	
番号 2-17	受付 令和2年10月28日
件名 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	

【陳情の趣旨】

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ深刻な危機に直面しています。

コロナ禍でライフラインを守る労働者の多くが、最低賃金近傍の低賃金で働いています。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が多く、経済的ダメージはより深刻です。つまり、コロナ禍に真っ先に生活破綻に陥った人は、最低賃金近傍で働く労働者です。

2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大を進めました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。

コロナ禍を克服し、日本経済の回復を進めるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2020年の改定では、最も高い東京は時給1013円、神奈川県は1012円、最低の7県は792円です。これでは毎日8時間働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差は最大で時間額221円もあり、地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。一方、神奈川県においては企業の競争力にゆがみが発生しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げるとは、貧困をなくす点では福祉政策であり、地域経済を守るための経済対策です。

全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活をする上で必要な最低生計費は、月に22万円～24万円（税込み）の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1500円前後が必要です。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕

事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要です。下請企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者が健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。

以 上